

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_宝谷地区 (宝谷、タラノキ代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・そばを約34ha作付けしており、宝谷そば屋での提供や加工品販売など6次産業化の取組みが進んでいるが、耕作者である農事組合法人宝谷において労働力不足が生じている。
- ・中山間直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用した共同活動により、荒廃農地の発生を防ぐ努力が行われている。また、中山間直接支払交付金を活用した共同利用機械の導入により、生産コストの低減が図られている。
- ・後継者不在の農業者の農地面積が、35haと多くなっており、農地の受け手の確保が課題となっている。
- ・そばについては、経営所得安定対策の5年水張りルールへの対応が大きな課題となっている。
- ・農事組合法人宝谷へ農地の集積が進んでいるが、今後の規模拡大に対応するためには生産施設の整備が必要になってきている。

【課題】

- ・若い農業者の育成と農事組合法人宝谷の働き手の確保
- ・新たな高収益作物の導入
- ・5年水張りルールへの対応
- ・農事組合法人宝谷の生産施設の整備

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲とそばを主要作物としつつ、新たな高収益作物(アスパラ・ニラ・花卉等)の導入について、令和8年度までに産地化に向けた栽培計画を策定する。
- ・梳代字研沢の農地において畑地化促進事業に取り組み、令和6年度までにそば団地を形成する。
- ・令和5年度から実施する基盤整備事業により大区画化と集約化を図り、農業生産の効率化を図る。
- ・若い農業者の育成と農事組合法人宝谷の働き手の確保を進める必要がある。
- ・農事組合法人宝谷は今後の規模拡大に対応するため、生産施設の整備について検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	84.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 基盤整備事業により集積・集約化を図る。また、梳代字研沢はそば団地とする。 その他のエリアにおいては、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 経営体育成基盤整備事業(令和5年度～)により24.1haの基盤整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 集落内の若手農業者の育成と農事組合法人宝谷の労働力確保を基本としながら、地域内外からも多様な経営体を募り担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 また、個人農家の農事組合法人宝谷への統合も視野に入れながら、効率的な経営体の育成と労働力の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 防除作業については、引き続き東部ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の設置と花火等による追い払いを継続しながら被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。
- ③基盤整備事業の対象農地におけるドローンやロボット農機の導入について検討する。
- ⑧⑩そばの低温貯蔵庫の整備および製粉機の導入等により、宝谷産「でわ宝」の供給体制を強化し、玄そばと加工品の販路拡大を図る。農事組合法人宝谷では、水稻の育苗ハウスや乾燥調整施設の整備を図る。
- ⑩良食味栽培に適した自然条件を生かし、宝谷産米のブランド化を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_櫛代地区 (タラノキ代、月山、桃平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・櫛代地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや大豆などの土地利用型作物が栽培されているほか、ブルーベリーなどの果樹や野菜・花きの施設栽培も行われている。また、地区の南東部には広大な畑地が広がっており、個人経営によるナスや赤かぶ、葉たばこなどの畑作物や、法人による大規模畑作経営が展開されている。 ・庄内平野を一望できるロケーションにあり、「やまがたの棚田20選」に選ばれた棚田は、農業者の努力によりきれいに管理されている。 ・水質が良く、自然の恵みを生かした高品質の水稻栽培が行われている。 ・農業従事者の高齢化や農業を継がない後継者が増えるなど、労働力が減少してきている。 ・圃場条件が悪い農地が多く収益性も低いため、規模拡大をするにも労力不足が課題となるなど、なんとか経営を続けている農家が多い。 ・法面が急傾斜であり草刈作業が大きな負担となっている。 ・素掘りの水路が多く存在し、道路が近くにならないため維持管理が困難である。 ・中山間直接支払交付金を活用し、コンバイン5台を共同利用している。 ・サルやクマによるブルーベリー等への農作物被害が発生している。 ・水田の5年水張りルールにより、特に大豆やそばの交付金が減少し、今後の営農に大きな影響が出ることが懸念される。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使われていない農地の受け手の確保が必要 ・水路整備を含む基盤整備事業の実施 ・草刈作業の軽減 ・地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の実施 ・5年水張りルールへの対応
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集積・集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等を受入れ、農地の効率的利用を進める。 ・引き続き水稻を主要作物としつつ、新たな作物として小麦を候補作物とし、先進地視察などの取組みから始めていき、農業所得の向上や遊休農地の有効活用を図っていく。 ・急傾斜地の草刈作業の軽減と危険防止のため、ラジコン草刈機の共同利用について検討を行う。 ・基盤整備事業の実施に向け、事業説明会の開催や意向調査の実施などについて検討を行う。 ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。 ・鳥獣被害防止対策については、追払いや緩衝帯の草刈りなど、引き続き地域ぐるみで取り組んでいく。 ・5年水張りルールへの対応として、ブロックローテーションによる5年に1度の水稻作付けを行うことを基本とし、畑作物を本作物とする水田については畑地化促進事業の活用を検討していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	340.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	340.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作条件が悪く現に耕作されていない農地は区域から除外する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、東部無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 追払いや緩衝帯の草刈りなど、引き続き地域ぐるみで取り組んでいく。クマ用爆竹の共同購入も検討する。
- ② 引き続きつや姫を中心とした特別栽培米の栽培に取り組み、環境負荷の軽減を図る。
- ③ ドローンの活用や衛星画像を活用した可変施肥の取り組みを拡大していく。
- ⑦ 急傾斜地の草刈作業の軽減と危険防止のため、ラジコン草刈機の共同利用について検討を行う。
- ⑧ 小麦への新規取組みとともに、小麦の共同乾燥調製施設の整備も検討する。